

免許番号	内共第四十八号		
漁業権者	羽島郡笠松町円城寺 1412 番地 1 木曾川長良下流漁業協同組合 美濃加茂市深田町 2 丁目 3 番 29 号 日本ライン漁業協同組合 犬山市大字犬山字西古券 522-1 地先 愛北漁業協同組合 一宮市北方町北方字吹埜 82 番地 木曾川漁業協同組合		
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、こい漁業、ふな漁業、おいかわ漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業		
関係地区	岐阜県羽島市、羽島郡笠松町及び岐南町、各務原市、加茂郡 坂祝町、美濃加茂市、可児市（平成 17 年 4 月 30 日における旧可児郡兼山町の区域を除く。）、愛知県稲沢市（平成 17 年 3 月 31 日における旧中島郡祖父江町の区域に限る。）、一宮市、江南市、丹羽郡扶桑町及び大口町、犬山市及び愛西市（平成 17 年 3 月 31 日における旧海部郡八開村の区域に限る。）		
行使制限統数	・ 地獄網 10 統	・ いしこびき網 4 統	・ やな 2 統
	・ 夜川網 100 統	・ 登り落 30 統	
	・ 中猟網 85 統	・ 地びき網 20 統	

